

京都市告示第 6 4 0 号

京都市宇津峽公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峽公園条例第 4 条ただし書の規定に基づき、供用時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

期間	現行供用時間	変更供用時間
平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで	(1) コテージ 利用を開始する日の午後 2 時から利用を終了する日の午前 1 0 時まで。	(1) コテージ 利用を開始する日の午後 2 時から利用を終了する日の午前 1 0 時まで。日帰りで利用する場合は、正午から午後 5 時まで。
	(2) オートキャンプ場 利用を開始する日の午前 1 1 時から利用を終了する日の午前 1 0 時まで。	(2) オートキャンプ場 利用を開始する日の正午から利用を終了する日の午前 1 1 時まで。
	(3) デイキャンプ場 午前 1 0 時から午後 5 時まで。ただし、7 月 1 日から 8 月 3 1 日までは、午前 1 0 時から午後 6 時まで。	(3) デイキャンプ場 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。ただし、7 月 1 日から 8 月 3 1 日までは、午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで。宿泊利用者が夜間交流会等を行う場合は、指定管理者の許可により午後 9 時まで。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)